

調査及び報告書

誰が、なぜ、多重債務者の弁護士への命の電話相談を禁止したのか

調査・報告者 弁護士 西田 研志



1 日弁連が、債務整理に限りて直接面談を強制する目的

日弁連が、本件規程の本件条項で債務整理事件に限りて直接面談を強制する（以下、「直接面談の強制」といいます。）目的は、債務整理専門の法律事務所による、遠方の債務者に法律サービスを目的とする弁護士広告を事実上禁止して、地方の単位弁護士会の会員と、東京三会を含む単位弁護士会の債務整理の法律相談センターに債務整理事件を独占させることと、元日弁連会長宇都宮健児氏が設立に関与し、事実上主催する日本共産党の下部団体である「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会」（以下、「被連協」という。）が全国で取り扱う債務整理事件の事実上の「利権」を守ることにあります。

2 弁護士広告の解禁がもたらしたもの

弁護士広告の解禁は、債務整理、交通事故、労働問題、相続、離婚など様々な法律分野で、弁護士間の競争とそれを通じた法務サービスの拡充を促進しました。とりわけ、債務整理分野での効果は目覚ましいものがありました。

① 多重債務者と法律事務所

もともと、多重債務者は、法律事務所を敬遠します。特に地方の人たちは、法律事務所に相談に行くのを好みません。法律トラブルを抱えているのは、地域社会では一種の恥であるという風潮があるからです。まして、借金があるというのは、最大の恥であり、時として死を選ぶ人もいます。

そもそも、誰にとっても法律事務所は敷居が高いものです。また、借金問題は、弁護士に頼むことではないと考えている人も多いのです。そして、お金のない債務者にとっては、高い弁護士費用も心配です。

ですから、債務者は、借金があることを地域の人たちに知られることを恐れ、人と会わないように、わざわざ相当遠方の法律事務所に出かける人も多いのです。

② 弁護士広告による電話相談の効用

この多忙な情報社会の中で、お高く留まって、悩みを聞いてやるから法律事務所に来い、というのは、時代錯誤も甚だしい、旧時代のエリート感覚を持つ弁護士の思い上がりだと思います。

法律相談を電話やメールで行うことは、直接面談とその効果において何ら変わりはありません。これが国民の常識ではないでしょうか。その理由について、措置請求書で詳しく述べたところですが。

実際、携帯電話がほぼすべての国民にいきわたった現在、人々は、いつでも、どこからでも、気楽に専門家や弁護士、司法書士などに様々な悩みを相談するようになりました。

むしろ、電話のほうが、弁護士に直接会うよりも、緊張せずに話せるという人が多いのではないかと思います。

ですから、今頃、債務相談をしたければ弁護士のところへ来いというのは、国民にとって違和感を覚えますし、多くの人が、不便だ、面倒だという感覚を持っているのではないのでしょうか。

もし、債務整理事件で直接面談を強ければ、多忙のために弁護士の執務時間に間に合わない人や、電話やメール、手紙による相談を希望する人のニーズにはこたえられないことになります。

直接面談では時間が限られることが多く、そのうえ、相談料を30分で5000円もとら

れ、しかも、弁護士の予定時間を超えると、さらに、追加相談料をとられ、それでも時間が足りない、再面談となり相談者に不便と経済的負担を与えることとなります。

この点、電話相談は、無料で、あらゆる時間帯で、双方が納得するまで何度も相談が可能ですから、相談者、弁護士双方にとっても都合がいいのです。

ですから、現代では、携帯電話の普及もあり、いつでも、どこからでも弁護士にアクセスできるので、電話面談を希望する人は圧倒的に多いのです。

特に、債務者の多くは、借金に追われて多忙な毎日を送っています。長時間労働を強いられている人、複数の職場を掛け持ちしている人、パートの傍ら、家事や育児に手が離せなくて、時間を取れない人、法律事務所に行けるのは休日しかないという人がたくさんいます。

日弁連の弁護士たちは、庶民のこの実情を知っているのでしょうか。直接面談に限るとすると、このような債務に苦しむ人々から救いの場を奪うこととなります。

さらに前記のように、債務整理専門の法律事務所は、電話面談は何回でも無料というのが今や一般化しています。

ところが、法律事務所や弁護士会の法律相談センターに行くと、1時間5000円を取られます。ちなみに、東京の三弁護士会（東京、東京第一、東京第二）の借金法律相談は、30分5000円、15分経過で2500円追加されます。1時間相談で1万円取られるのです（甲第11号証の4ページ）。多重債務者の方にとっては大変な負担です。

債務整理専門事務所のテレビやラジオコマーシャルが盛んだったころは、東京三会の弁護士会の相談センターは閑古鳥が鳴いて、閉鎖に追い込まれる相談所もあったため、債務整理専門事務所をまねて、電話相談や相談無料に切り替えました。それでも、不親切、威張っている、専門ではない債務に素人の弁護士が相談に出るとい、散々な評判で、相談者の足は戻らなかったのを日弁連の方々は覚えていますか。

そうすると、今度は、直接面談の強制で、債務整理専門事務所に、事実上、広告をできないようにしておいて、行き場を失った多重債務者に、わざわざ相談センターに来させて、また、元のように法外な相談料を取る。日弁連は、まさに、悪代官さながらです。

③ 電話面談で救われた多重債務者たち

債務整理専門の事務所が、テレビやラジオなどの広告で、電話相談で弁護士が借金問題を解決してくれるということは、多重債務者の方々には大変な朗報でした。

テレビやラジオで広告ができる法律事務所は、弁護士会の考え方とは真逆で、一般の人はそれがゆえに信頼します。実際、広告にあたっては、テレビ局や放送局の事前の厳しい審査があります。

また、債務整理専門事務所であることがはっきりしていますし、さらに、ホームページなどで実績を見て、安心して電話をかけます。債務者の方々にとっては、電話で自分の都合のいい時間に、何度でも、納得できるまで相談ができて、「怖い」弁護士に会う必要もないので、気軽に相談できるのです。

しかも、相談は無料となれば、債権者に追われて途方に暮れている債務者の方は誰でも藁にもすがらる思いで、電話をかけてみたくなるものです。

実際、債務者の方が、法律事務所に電話をかけてみたら、意外にも親切な弁護士が電話に出て、窮状を訴えたら、まず、弁護士から、「もうご安心ください。今、弁護士に相談しています、と債権者に言ってもらえば、請求も止まります。」といわれます。

実際に弁護士に言われるとおりにしたら、本当に、それ以降、請求はなくなります。その後は、安心して仕事に打ち込み、やっと、平和な家庭生活も戻ってくるのです。

請求人は、電話の向こうで感謝の気持ちを述べる債務者の声を何万回も聞いています。本当に弁護士になってよかったと思う瞬間です。ほかの事件では、とてもこのような経験は味わえません。

その間に、債務者は、弁護士に言われた書類を送り、調査に応じていると、数か月で、問題解決の方針を示されます。また、予期しない過払い金が戻ってきたりすると、債務者は驚き、喜びます。

そんなことが、口伝で地域社会に広がり、借金に悩む債務者たちが、電話相談を求めて、東京や遠方の債務整理専門の弁護士のもとに電話が殺到することになります。

弁護士広告が解禁された直後の請求人の事務所の様子は、まさにこの通りでした。それから、直接面談が強制されるまでの、約10年足らずの間に、請求人の事務所は、北海道から沖縄まで、ほぼ人口比に応じて、満遍なく債務整理事件を受任しています。そのことは、甲第10号証の表からも明らかです。

請求人の事務所には、この間、20万人を超える相談が寄せられ、そのうち16万人以上（年間約1万7000件）の債務者が和解や破産や民事再生手続きを選び、借金から解放されました。

闇金に至っては、請求人の事務所は、4000件を超える闇金事件に介入して、多額の過払い金まで払わせています。これらの資料は、警察庁にも、国会にも送られ、請求人は、超党派の議員連盟に協力して、いわゆる「闇金規制法」の成立に貢献しました。

その間、クレームらしいクレームもありませんし、無論、懲戒されたこともありません。

請求人に倣って、多くの若い優秀な弁護士たちが債務整理事件に専門に取り組むようになり、これによって、当時250万人ともいわれた深刻だった多重債務問題に大きな貢献をしたと確信しています。

請求人の事務所は、直接面談を強制する本件規程が定められて、正直にも、地方の主要都市に支店を開所する準備もしたましたが、地方の単位弁護士会の妨害で思うに任せませんでした。それに加えて、共産党系弁護士たちが、マスコミを使って仕掛けた、「広告弁護士は悪徳弁護士だ」といういわれなきキャンペーンで、相談者の数は激減し、結局、本件規程の施行日から、1年半後に債務整理業務からの撤退を余儀なくされました。

④ 弁護士広告を活用している債務整理専門事務所にクレームはない

日弁連は、弁護士広告での顧客勧誘を敵視しています。理由はクレームや不祥事が多いからであるといいます。

しかし、請求人と同じく、テレビやラジオ広告をしている債務整理専門の大手事務所の仲間たちが、事務処理の仕方が悪いという理由で顧客からのクレームで懲戒請求を受けたと

いうことは聞いたことがありません。

日弁連が直接面談を強制する理由は、広告をする弁護士が顧客からのクレームが多い、非違行為が多いことを理由にしていることは、本件規程の提案理由からも明らかです。

しかし、日弁連は、本件規程の制定過程において、日弁連総会においても、また、他の機会においても、広告を行っている弁護士のうち、どの弁護士が、どのような非違行為を、いつ、どこで、どの位の数行ったのか、何ら具体的データや資料や証拠を全く明らかにしていません。

公正取引委員会において、是非、これらのデータや証拠等を日弁連に提出するよう求めていただきたいものです。

⑤ 実際、債務者を非違行為で食い物にしているのは、非弁提携弁護士

請求人は、債務整理事件に15年くらい関わりましたが、その間、顧客を通じて、また、同僚弁護士を通じて、多くのいわゆる非弁提携弁護士・悪徳弁護士による非違行為を見てきました。そこから逃れて請求人の事務所に来て救済された債務者の数も数えきれないくらいありました。

悪徳弁護士のほとんどが、暴力団が背景にあることの多い整理屋と提携した非弁提携弁護士です。

非弁提携弁護士の問題は、この20年来、問題とされて来ましたが、日弁連は、ごく一部の弁護士を摘発してお茶を濁すだけで、彼らのほとんどを見逃して今日に至っています。

悲しいことに、昨今の弁護士の就職難から、若い弁護士たちが多く、お金の困って、整理屋に働きかけられて非弁提携弁護士になっている現実があります。

しかし、日弁連は、非弁提携弁護士を取り締まるどころか反対に、顧客に対して法外な弁護士報酬を取らなければ、事実上、問題にしないとの方針です。そのため、非弁提携弁護士の数は激増して、債務者を食い物にしているのが実情です。

日弁連は、弁護士の非違行為の大半を占める、このような非弁提携弁護士の取り締まりを

一切行わないで、反対に、非違行為とは無関係の、広告をする債務整理専門事務所が非違行為を行っているという濡れ衣を着せて、潰しにかかるのは、多重債務者問題の解決に逆行します。

これによって、救済の場を失った、苦境にある多重債務者の方たちが、ますます悪徳弁護士に標的になる結果を招くことは目にみえています。

3 債務整理事件は、手間と暇がかかる

債務整理事件、特に和解事件は、相当手間がかかります。一方、債務者の多くは、破産・民事再生など法的整理を望みません。

和解事件は、まず、相手にする債権者が多く、そして、一社に対する仕事の量が非常に多いのです。まず、受任通知をして、取引履歴の請求をします。開示が不完全だと粘り強く交渉して、開示させます。開示が済むと、利息制限法による引き直し計算をします。ここでも、計算方法における取引の考え方（一連か、個別か）で、再び債権者ともめます。

一方で、債務者に対しては、家計簿をつけてもらい、収入に関する詳細な調査も行い、いわゆるクレジットカウンセリング的手法で、長期的可処分所得の算定を行います。そのうえで、和解による債務整理が可能かどうかを判断するのです。

和解可能と判断されれば、債務者の収入から、返済の原資を確定し、債権者の長期分割金の額を算定します。

それが済むと、全債権者一社一社に和解の提案と分割金の額を提示して、債権者にこれをのませるために、神経戦的なやり取りが続きます。そして、ようやく、まとまれば、一社一社と和解契約書を取り交わします。それで、弁護士会のいう「標準的」な報酬は1社につき4万円です。

和解が成立すると、債権者も債務者も希望する、和解金の分割支払いの代行となると、本当に大変です。

債務者が支払えない月があると、代理人弁護士に矢のような催促があり、いちいち、債務

者の代わりに弁解をしなければなりません。一方で、弁護士から逃げ回る債務者たちには、約束通り支払うよう、粘り強く求めます。何か弁護士が債鬼になったような妙な感覚に襲われて、いつもいやな気分になります。

このように、手間と暇がかかり、しかも報酬は恵まれない債務整理は、弁護士だれもがやりたがらないのは当然です。今は、過払金のうまみがあるので、これまで嫌がっていた弁護士が多少参入するようになりましたが、仕事の本質は変わりありません。

破産や個人民事再生手続きとなると、さらに面倒で、しかも、報酬は少なく、とりはぐれることも多いのです。

結局、下記に詳述するように、債務整理事件は、後述する弁護士の低生産性の現実から、一般弁護士には敬遠されているのが実情なのです。

4 日弁連統計から見えてくる、日本の弁護士たちの低生産性について

上記のように、弁護士は一般的に、債務整理事件をやりたがりません。もともと、一般の法律事務所は、手間暇がかかり、お金にならない債務整理事件には手を出したがりません。

2007年に最高裁判所の判決が出て、過払金の支払い義務が債権者に課せられて以降は、多少は風向きが変わりましたが、それでも、日弁連が、過払事件だけを漁ってはいけないとの規定を作ったので、やはり弁護士は、基本的には手を出しにくい状況に変わりはありません。

過払い事件と一緒に、手間と暇がかかり、あまりお金にならない債務整理事件（債務整理、調停、破産、民事再生）を引き受けさせられたら、従来のほかの業務に支障が出るからです。

そこで、一般の法律事務所の実情を甲第9号証の2015年の日弁連統計に沿ってみていきます。

別の日弁連統計によると、日本の法律事務所のほとんどが零細です。弁護士一人に秘書が1～2人という事務所がほとんどです。その秘書たちも、お茶くみや雑用に追われていて、

弁護士の補助、いわゆるパラリーガルの業務はほとんどできませんし、その知識も経験もないのが実情です。そこで、弁護士は、法律業務の中の単純事務作業や調査業務など何でもやることとなります。

甲第9号証の表は、日弁連の2015年の全国の「弁護士一人当たりの民事事件・家事事件数」です。

これによると、全国の弁護士の、1年の間に新規に受任する民事・家事事件の合計は平均でわずか7,6件にすぎません。これが多いところは、やはり、弁護士過疎地域が占めています。それでも、最多は岩手県の18,6件、2位は栃木県と宮崎県の18,4件です。

5 上記の現状の弁護士の事務処理能力で、多重債務者問題の解決は可能か？

現在、全国で、債務整理事件はどのくらいあるのでしょうか、多重債務者の定義により様々な統計があります。注意すべきは、最近、多重債務者の多くが、規制の厳しい貸金業社ではなく、ほとんど審査がないに等しい、メガバンクが派手な広告で集めているカードローンに多く流れていることです。この人たちの数が多重債務者の暗数としてあります。

このような人たちも入れると、現在、弁護士の助けを必要としている人は少なく見ても、100万人を下らないと思われます。

そこで、上記のような現在の弁護士の事務処理能力の現状からみて、多重債務者100万人の救済が可能かどうか、上記の数字を当てはめて検証してみます。経験上、多重債務者は、全国に満遍なくいて、それほど偏りはありません。

多重債務者100万人と仮定します。日本の人口は約1億3000万人です。

仮に、岩手県を例にとると、岩手県の弁護士の数は、2016年現在100人、岩手県の人口は、2017年1月1日時点で約127万人（同じ時点の統計が見当たらないので、多少のずれがあるので容赦いただきたい）という条件で、岩手県の弁護士一人当たりの多重債務者を処理しなければならない件数を、以下に計算してみます。

$127万人 \div 1億3000万人 \times 100万人 = 9800人$ （岩手県の多重債務者数）

$9800人 \div 100人 = 98人$ (岩手県の弁護士一人当たりの多重債務者の数)

前記のように、岩手県の弁護士一人当たりの1年間の民事事件(家事事件を含む)の新規受任件数18,6件(これにはおそらく、いくらかの多重債務者が含まれているが)から考えると、すべての岩手県の弁護士たちが、債務整理事件以外の事件(家事事件を含む)を犠牲にして、現在する債務整理事件だけを取り扱おうとすると、以下の計算になります。

$98件 \div 18,6件 = 約5,3年$

以上から、5年以上の歳月を要することになります。しかし、弁護士が処理する一方では、多重債務者の数は、どんどん増え続けているのです。

次に、上記を、全国の弁護士に当てはめてみます。全国の弁護士約3万7680人(2016年現在一日弁連調べ)に対して、多重債務者100万人を振り分けていくと

$100万人 \div 3万7680人 = 約27人$

全国の弁護士が一人当たりの多重債務者を引き受けるべき数は、約27人になります。

一方、前記の弁護士会の統計で明らかになった、当時の弁護士一人当たりの1年間の新規受任事件数7,6件ですから、日本の弁護士全員が他の事件をすべて犠牲にして、債務整理事件だけを処理したとして($27件 \div 7,6件 = 約3,6年$)、つまり、約3年半以上かかることになります。同様に、債務者の数は増え続けているので、多重債務者の数はどんどん増え続けています。

このように、弁護士の数の圧倒的不足と、その低生産性がゆえに、一般の弁護士は手間暇がかかり、経済的にあわない債務整理事件はやりたがらないし、やりたくともできない現状が明らかになりました。

6 直接面談の強制で、行き場を失った多重債務者はどこに行ったのか

- ① 皮肉にも、多重債務者の最大に行き場となったのは、上記のように、大都市銀行を中心とするカードローン

実際は、クレサラ業者に代わって、消費者金融のマーケットを銀行のカードローンが参入した結果、その分が暗数となって、統計上は、多重債務者の数が減っていることになっているにすぎないのではないのでしょうか。

実態はそれほど依然と変わらないのではないかと思います。すなわち、都市銀最大手銀行のテレビコマーシャルに象徴される、猛烈なカードローンの勧誘攻勢で、本来、法律事務所にも相談に行くべき多重債務者が、事実上貸付枠が無制限になった大都市銀行等へ借金を増やしに赴いているのが実情なのではないのでしょうか。

近場に法律事務所がない、忙しくて、直接面談に行けない、直接面談が嫌だという人は、特に面倒な審査もなく、言う通りの金額を貸してくれる銀行ローンは、まさに救いの場です。

ひょっとすると、日弁連の直接面談の強制が、良心的な債務整理専門事務所を壊滅させた結果、弁護士の債務整理業務を縮小させ、その反面で、大銀行をますます儲けさせ、その結果、多重債務者をどんどん破産の淵に追いやっているのではないかと憂慮されます。

② その間隙を埋めたのは、大量の弁護士法人支店を地方に満遍なく作って直接面談に備えた大手の一つの債務整理専門事務所と、全国の司法書士事務所と、東京の大手司法書士事務所

司法書士は簡裁代理権を与えられてから、積極的に全国で、債務整理分野に進出するようになりました。

弁護士広告解禁後は、法律事務所の交通広告が地下鉄車両などにびっしりと並んで、ひんしゆくを買ったものです。当時は、司法書士は、広告にはあまり取り組んでいませんでしたが、日弁連の直接面談強制後は、様変わりの観があります。

上記のように、全国に満遍なく弁護士法人の支店を作った一つの法律事務所以外の、債務整理専門の大手法律事務所は、テレビ、ラジオ広告をやめ、請求人の法律事務所を含め、すべて撤退しました。

それに代わり、多くの司法書士事務所が、交通広告などに大量参入してきました。また、

大量のテレビ広告を流す事態にもなっています。これはこれで、弁護士の足りないところを補って、司法書士事務所が職域を開拓するのは喜ばしいことです。

ちなみに、司法書士会は、日弁連の2009年の直接面談の「指針」に合わせて、ほぼ同様の指針をだしています。そのため、テレビ広告などで遠方の顧客を集めている大手司法書士事務所は、司法書士を地方に派遣して直接面談をしているのが実情のようです。

③ 弁護士会の運営する法律相談センター

現在、弁護士不況の世の中です。司法改革で弁護士の数が大幅増員されたのですが、日弁連の、弁護士業務の改革に対する後ろ向きの姿勢で、社会の弁護士に対するニーズは大きくなる一方なのに、弁護士のマーケットは縮小気味です。

日弁連の直接面談の強制などは、まさに、債務整理のマーケットを自らわざわざ縮小させて、弁護士から大きな就職の機会を奪う結果になっています。

その結果、職にあぶれた若い弁護士たちは、やむなく弁護士会の相談センターに登録してやっと「飢えをしのいでいる」のが実情です。

ところで、弁護士広告の解禁後は、上記のように、東京の弁護士会三会が合同で運営する法律相談センターの状況は惨憺たるものでした。そこで、債務整理専門事務所になって、相談料を無料にしたり、電話面談を受け付けたりしました、そういう努力にもかかわらず、閑古鳥のなく状況になり、一部は閉鎖に追い込まれたりしました。

全国の単位弁護士会の多くが、債務問題専門の相談センターをもっていますが、同様の状況であったと思われます。

しかし、日弁連の直接面談強制後は、様変わりです。例えば、東京三会の債務相談は盛況です。現在、都内全域15か所（新宿、鎌田、錦糸町、池袋、四谷、北千住、渋谷、渋谷パブリック、八王子、立川、町田、小笠原、大島、霞が関、池袋）に相談センターを設け、1000名余の相談員弁護士が登録して、すっかり昔の勢いを取り戻しています（甲第11号証）。地方の単位弁護士会の借金専門の相談センターも同様だと思われます。

そもそも、弁護士会が巨大な相談センターを設けることは、弁護士業に対する圧迫です。資格者の事業者団体である弁護士会が法律相談センターを設けることは、公正取引委員会が出した「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年10月30日 改正平成22年1月1日）の中の共同事業に該当します。

上記指針で、共同事業が独占禁止法上問題とするのは、事業者団体（弁護士会）が商品や役務（法律サービス）を提供する場合には、価格（弁護士報酬）や数量（法律相談と受任の数）などの重要な競争手段について決定されますので、独占禁止法上問題となる（独占禁止法1条1号、4号）としています。

弁護士会は、会員の弁護士から多額の会費を徴収して、その会費によって立派な施設を運営しています。東京の場合、現在1000名を超える相談員を擁しています。

しかも、弁護士法の改正で、弁護士会は報酬に関し定める権限を失ったにもかかわらず、それを無視して、債務整理専門事務所は、たいていの場合相談料は無料なのに、債務相談センターでは、一回30分ごとに5000円、15分延長毎に延長料金2500円という、タクシー料金のようなやり方で、法外な弁護士料を、お金に困っている債務者から徴求しています（甲第11号証）。

弁護士会がこのような弁護士報酬額を決めるのは、弁護士法違反ですし、独占禁止法違反の疑いも濃厚です。

したがって、法律相談センターは、上記、共同事業に関する公正取引委員会の指針に反し、独占禁止法8条1号に違反する疑いが濃厚です。

さらに問題なのは、相談センターは、債務整理事件を弁護士に紹介し、弁護士報酬から事実上の紹介料として相当の金額を支払わせていることです。

相談センターは単なる匿名団体にすぎず、弁護士ではありません。ですから、事件紹介料を取ることは、弁護士法27条・72条で禁止する非弁提携行為に該当すると思われます。

7 実際に、誰が直接面談の強制規程を作ったのか

① 一般の弁護士は、多重債務者問題には興味がないし、引き受けたがらない。

上記のように、もともと一般の弁護士は手間暇がかかって金にならない、債務整理事件には興味がありませんし、手を出そうにも、人や設備などに相当な投資が必要なので、前記の日弁連の調査結果からも明らかなように、敬遠していたのが実情です。だから、本件条項の直接面談を強制して、債務整理専門事務所を放逐しようなどとは考えません。また、電話面談と直接面談で差があるなどとは考えてもいないと思います。

② (本件規程の策定は、宇都宮健児弁護士が2010年3月に日弁連会長に就任したことが契機になった)

同氏は、日本共産党の党员です。同氏は、2010年4月から2012年4月まで、日弁連会長の職にありました。その在職中の2011年2月の日弁連臨時総総会に本件規程案が上程されて、可決されました。

日弁連において多重債務者問題を扱うのは、消費者問題対策委員会の多重債務者部会というところです。この部会は、一貫して、宇都宮健児弁護士の率いる自由法曹団や青年法律家協会といった日本共産党系の弁護士たちが長年支配してきました。

共産党系弁護士は、全国で2000名ほどいますが、その多くが、共産党の支部ごとに作られた、いわゆる合同系法律事務所、その関連事務所の法律事務所に所属しています。

請求人も、以前、5年間ほど東京都内の、有力な合同事務所にパートナーとして在籍し、自由法曹団の東京幹事も務めたことがあります。

共産党支部は、支持者を増やすために、地域の政治課題に取り組み解決を図ります。戦後から現在にいたる、大きな政治的な法律事件（水俣病をはじめとする四大公害裁判、大気汚染訴訟、基地騒音被害、薬害問題、塵肺訴訟、エイズ訴訟、B型肝炎訴訟など）のほとんどは、地域の共産党支部が被害者の組織化に取り組み、地域の共産党系弁護士たちが被害者たちをサポートして、原告団を組織化し、これが核となって、自由法曹団を中心とする共産党系弁護士あがて、全国規模の弁護団を組織して、大きな訴訟事件に仕立てていくのです。

これらの大型事件は、共産党にとっては、政治的基盤を強化するためには、きわめて有効で、選挙における票田開拓に効果的です。

一方で、弁護団の弁護士にとっても、大きな利益をもたらします。勝訴したら、一件あたり、数十億円規模の大きな弁護士報酬が得られます。それによって、共産党系法律事務所は、安定した経済的基盤を築けますし、それが、さらに、社会正義に燃えた気鋭の弁護士たちの確保につながるわけです。

また、大型事件に限らず、共産党系の弁護士たちは、前記の共産党の地方議員をはじめとするあらゆる組織の日常活動を通じて掘り起こす様々な事件の受ける受け皿になります。以下に詳述するクレサラ協もこの組織の一つですが、これらを通じてくる膨大な数の事件が共産党系弁護士たちの経済的基盤なのです。

このような、政党と弁護士の協働関係は、世界でも稀ですが、先進国の中で、これだけ共産党が強いのは稀有なことですが、その力の源泉に、全国に張り巡らされた共産党の下部組織と地域の弁護士たちとの提携関係があるわけです。

共産党系弁護士たちは、単なる事件の弁護だけでなく、巨大な報酬の見返りとして、全国レベルでも、地方レベルでも、日本共産党の顧問弁護士の役割を果たしています。

共産党系弁護士たちは、戦後自民党と野党との対決法案のすべてにおいて、優秀な大顧問弁護団として、大きな役割を果たしてきました。最近の安保法制、いわゆる「共謀罪」、国家秘密法案、憲法改正反対運動など、すべて、共産党系弁護士たちが、反対の理論的根拠を提供してきました。

③ 多重債務者問題における、共産党の取り組みと、その中における、宇都宮健児弁護士をはじめとする共産党弁護士たちの役割

多重債務者問題は、共産党が取り組むべき格好の課題です。もともと、共産党は低所得者層を支持基盤とし、多くの多重債務者が低所得者層に属するからです。

そこで、共産党は、地方議員、民主商工会、土建組合などを通じて、多重債務者問題が顕

在化し始めた1970年の半ばころから、全国で、下部組織となる、多重債務者の「相談センター」を地域ごとに多数組織するようになりました。

そして、多重債務者問題は、結局法律問題に帰することになりますから、弁護士が受け皿になって協力することが不可欠です。

共産党にとって、多重債務者の組織化は、全国で、直接票田の拡大につながります。しかも、信用経済社会が続く限り、多重債務者問題は大きくなることはあっても、なくなることはありません。

共産党の下部組織の相談センターと、これを支える弁護士たちは、多重債務者たちを救済することによって、本人たちのみならず、恩恵を受ける身内にも感謝され、また、その知人たちにも好意をもって迎えられるから、共産党にとっては、選挙の際の票読みの対象がぐんと拡大します。

しかも、バックには、地域でも最大手の「正義の味方」の法律事務所がついているとなると、その効果は絶大です。実際、地方の、いわゆる合同事務所は、多いところで10名以上の弁護士を抱えていて、地域最大の事務所であることが多いのです。

以下に詳述するように、地域の共産党系弁護士たちは、大きな手間暇をかけることなく、継続的に安定的に、将来も途切れることなく、大きな数の定数の債務整理事件の紹介を受けることができますから、事務所の経営基盤の安定を図ることができます。

また、債務者が、別の相談者を連れてくることもありますから、事務所経営の拡大にもつながり、それぞれにとって、まさに共産党とこれを支える合同系の法律事務所とは、経済的にも政治的にも、まさにウィンウィンの関係になるわけです。

後で詳述するのですが、前に、債務整理事件は、面倒で、弁護士は嫌がるといいましたが、この場合はそんなことはありません。

後で詳しく証拠をもとに説明しますように、「相談センター」は、法律相談から、調査、書類、証拠集め、債権者との一定の事前交渉など、弁護士が最も嫌がる面倒な作業をほとんど引き受け、専門弁護士も顔負けの、事件の方針も決定したうえで、法律事務所に紹介、引き継ぎしますから、弁護士は極めて楽です。

④ 多重債務者の相談センターである、「クレジット・サラ金被害者連絡協議会」(以下、「クレサラ協」という。)の実態とその非弁行為

(クレサラ協の実態と宇都宮健児弁護士との関係)

宇都宮健児氏は、1971年に弁護士登録(東京弁護士会)し、その後、勤務弁護士を経て、1983年に独立、宇都宮健児事務所(のちに東京市民事務所)を開設して現在に至っています。自らをクレサラ問題、消費者問題の専門家を名乗っています。

宇都宮健児氏は、弁護士の増員などの司法改革と弁護士広告に一貫して反対してきました。特に弁護士広告には厳しく、何の根拠もなく、広告をする弁護士は、債務者を食い物にする悪徳弁護士と決めつけてきました。

例えば、本件規程に先立つ2009年7月から施行された「債務整理事件処理に関する指針」が発表された後で、朝日新聞の記者インタビューに答え、「過払事件で顧客を食いものにする弁護士をなくすためには、弁護士広告を制限すべきだ」と明言し、さらには、「弁護士広告は、弁護士会で行うべきだ」との暴言・妄言を吐いているのです。

クレサラ協は、1977年に日本共産党の下部団体として設立された、前記の多重債務者の「相談センター」です。

宇都宮弁護士は70年代の後半から、弁護士になって間もなく、当時社会問題化していたクレサラ問題にかかわるようになりました。

そして、クレサラ協の設立に深くかかわり、長年にわたって(遅くとも2014年までは)顧問を務めていました(甲第12号証の2参照)。

クレサラ協は、2014年の時点では、山梨県を除く、全国の都道府県すべてに63の加盟団体(NPO法人を含め)＝相談センターを有しています(甲第12号証の1参照)。

クレサラ協が、共産党の下部団体というのは、公知の事実ですし、実際、いくつかの相談センターの事務所が民主商工会の中や、日本共産党系の合同事務所にありますし、それらの

顧問に、多くの地元の共産党系弁護士が在籍することからも明らかです。

(クレサラ協の活動の実績とその活動内容、及び、共産党系弁護士グループとの関係)

クレサラ協のホームページの甲第12号証の5によると、クレサラ協は、2007年には、全国で1万7415件の相談を行い、闇金対策1187件、調停514件、破産1026件、個人再生214件、任意整理2115件、以上合計6751件の事件処理を行ったとあります。

実際は、上記証拠で明らかなように、1万7415件の相談は、27の事務所で行っていますから、1事務所の平均相談件数は、645件（月間約54件）となります。債務整理専門の法律事務所の中規模程度の相談件数です。

クレサラ協は、法律業務はできませんし、また、司法書士の業務には限りがありますから、大部分は、相談センターの最寄りの合同法律事務所の共産党系弁護士に紹介していると思われる。

そのことは、甲第12号証の4の「相談員マニュアル」と題する書面の3ページの「3、他団体との協力について」の「④解決について、司法書士・弁護士が必要な場合は、協力をおねがいすること。具体的な明細、経過と今後の生活を立て直すために何が必要なのか、どうしたらいいのか報告書を書いてもらってから紹介する。」とあります。

「具体的な明細」とは、甲第12号証の4「相談マニュアル」と題する書面の1ページの②と2ページの④から明らかなように、「借金に至る経過の陳述書」、「全ての債権者一覧表」、「収入関係書類」、「家計簿」、収集した「取引履歴」、過払い金の「元本充当計算書」、「過払金請求額」を意味します。

上記の「報告書」は、通常、債務者には書けないので、相談員が書いてあげて、それを債務者に清書させているものと考えられます。非弁提携の紹介がばれないように、気を使っているようです。

以上のことから明らかなように、相談センターの行っていることは、全てが、まさに、債

務整理事件において、法律事務所が行っている業務と全く同じです。その上で、事件を弁護士に引き継いで紹介しているのです。そこで、相談センターが紹介料をもらってれば、弁護士法27条・72条後段の非弁提携にあたります。

形式的には、相談センターは、弁護士から紹介料という名目ではなくとも、実際は、対価性を帯びている金銭の交付があれば、非弁行為になります。実際請求人が別の手続きで、この問題を、弁護士会を通じてただしたところ、寄付金という形で、弁護士から相談センターに金を渡しているとの回答を得ています。

ちなみに、相談センターの上記相談の実績、それを支える、一般の法律事務所の経営能力をはるかに上回る、事務所経費—事務所賃料、人件費、文書費、通信費、交通費、宣伝費などの諸費用は大きな金額になります。

例えば、地方の法律事務所を参考にすると、月間50件を超える法律相談をこなす事務所経費としては、人件費、賃料、交通・通信・文書・宣伝費を加えると、最低、月額60万円くらいはかかります。この事務所が全国で27あるわけですから、経費の年合計は、少なくとも約1億9000万円かかります。これは、多重債務者のわずかな寄付で賄うことはほとんど不可能です。

ところで、上記のように、相談センターが債務整理事件と判断した6751件を、弁護士に紹介したと仮定し、弁護士は、これらの事件から、一件当たり50万円の事件報酬を得たと仮定すると、紹介された事件の総報酬額は、約34億円となります。

この事件報酬から、いわゆる「寄付」として、相談センターにその5パーセント程度を「キックバック」されたとしたら、上記、27か所の相談センターの事務所経費1億9000万円の経費の大半を弁護士からの「寄付」でまかなったこととなります。

5パーセントは、非弁提携事件において一般にいわれている紹介料よりもはるかに低い金額ですので、弁護士たちは、税務申告においては、諸経費のうちにこの「寄付」を含ませれば、表には出ないと思います。

ただ、相談センターはこの巨額の「寄付」を税務処理上どう処理したかは、疑問が残ります。請求人が、NPO法人登録をしているいくつかの相談センターの財務報告書を調べてみ

ましたが、全くこのような大きな金額は出てきませんでした。

(なぜ、宇都宮健児弁護士は、弁護士広告を敵視するのか)

理由は、以上に述べてきたことが背景にあると思います。つまり、弁護士広告で、多くの多重債務者が、債務整理専門事務所に依頼するようになると、クレサラ協の相談センターは大打撃を被るからです。

実際、請求人が弁護士広告を始めた2000年10月からの約10年間に、年間平均1万6000件を超える受任をしていました。前記クレサラ協が、相談実績を明らかにしている2007年、2008年当時は、相当に弁護士広告の影響を受けていたはずで

このまま弁護士広告が続けられると、日本共産党の多重債務者の支持基盤が揺らいで、党勢拡大にとって大きなマイナス要因になります。また、クレサラ協から年間30億円以上の利益を得ていた、共産党系弁護士たちも経済的に大きなダメージを被り、弁護士会を事実上支配している、共産党グループの力にも影響が出てきます。

そこで、クレサラ協は、反弁護士広告のキャンペーンを立ち上げたのです。そのことは、2010年6月6日に開催された、クレサラ協第2回定期総会の議案書(甲第12号証の6)の以下の記載から明らかです。

同議案書の6ページの「③相談件数の減少」の項で、クレサラ協への相談件数が減った原因の一つとして、「儲け本位の整理や弁護士、整理や司法書士がテレビ、新聞、地下鉄車内広告、チラシの配布など「過払金返還代理人」等の広告をしているので、多重債務者の多数がそうした相談窓口に行っている」「こうした要因が、(クレサラ協)の相談減少になっている」としています。

また、17ページの14項で、「債務整理二次被害」を掘り起こす目的で、(クレサラ協)は昨年11月全国一斉「新聞テレビ等広告弁護士、司法書士による債務整理被害110番」を実施したとあり、さらに、2009年の、「日弁連の債務整理事件処理に関する指針」では「債務者との直接面談を行い、債務の内容、生活状況等を聞き取り、事件処理について見

通し等を説明するものとされている」とされ、さらに、指針に反する「債務整理をしている弁護士、司法書士に対しては、調査の上、必要な指導、監督、懲戒処分などするよう、「新聞・テレビ等広告弁護士による「債務整理二次被害事例」の根絶を求める申立」を昨年10月「日本弁護士連合会、日本司法書士連合会」に申立をしました。」とあります。

まさに、このような背景のもと、上記のように、2010年3月の日弁連会長選挙で、宇都宮健児弁護士が当選し、同年4月に会長に就任し、その翌年の2月の日弁連臨時総会で、本件規程が可決され、4月1日から施行されたわけです。

ところで、本件規程の策定理由としては、本規程の提案理由では、「広告弁護士」のことは何ら明示されてはいませんが、甲第12号証の7の「債務整理事件処理の規律を定める規程の制定経過」によると、前記「債務整理事件処理に関する指針」に拘束力がなかったから、一部になお指針に反する例が見受けられ、被害の根絶が図られず、それに対する批判も依然として強いものがあつたので、日弁連としては、拘束力がない指針としては不十分であつたから、本件規程を制定したとあります。

これは、明らかに、上記クレサラ協の「新聞・テレビ等広告弁護士による「債務整理二次被害事例」の根絶を求める申立」を意識した内容となっています。

このように、宇都宮健児弁護士の日弁連会長就任と本件規程の制定は、前記で詳述した、クレサラ協の2010年前後の「広告弁護士」に危機感を持ったクレサラ協の反「広告弁護士」活動と密接なつながりがあることは明白です。

以上